

ちょっと気になるデータ解説

短時間労働者の社会保険加入状況

短時間労働者への社会保険の適用範囲を拡大する検討が進められている。ここでは、各種アンケート調査の結果から、短時間労働者の社会保険への加入状況を把握してみたい。

短時間労働者の社会保険の適用範囲の拡大は政府・与党の社会保障・税一体改革素案（本年1月6日決定）に盛り込まれており、これに沿って、対象労働者の範囲や、対象労働者および雇用する側の企業に対する影響などが、社会保障審議会・短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会において検討されている。適用範囲については、週労働時間が現行で通常の就労者の「おおむね4分の3以上」、すなわち週におよそ30時間以上の労働者が厚生年金と企業健康保険（健康保険組合または協会けんぽ）の被保険者となっているのに対し、週20時間（雇用保険制度の適用基準）の水準を意識した論議がなされている。

では、実際に短時間労働者の社会保険への加入状況はどうなっているだろうか。まず、JILPTが短時間労働者を対象に実施したアンケート調査(1)から、短時間労働者の厚生年金保険および健康保険への加入状況をみてみよう。この調査では、職場での呼称にかかわらず「1週間の所定労働時間が通常労働者より短い労働者」を短時間労働者としており、1週間の所定労働時間が通常労働者と同じいわゆる「フルタイムパート」を含んでいない。

回答者(6208人、うち男性1218人、女性4957人)の厚生年金等への加入状況は、「被用者保険に本人が被保険者として加入している(別の会社で加入も含む)」が39.2%、「配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者(第3号被保険者)になっている」が26.9%、「これ以外で国民年金の被保険者(第1号被保険者)になっている」が6.0%で、合せて72.1%が何らかの年金制度に加入している結果となった(ほかに「加入していない」8.5%、「無回答」19.4%)。男女別にみると、「配偶者の加入している被用者年金保険の被扶養配偶者(第3号被保険者)になっている」は男性では1.6%に過ぎなかったのに対し、女性では33.2%と多くなっているのが目を引く。

一方、健康保険については、「被用者保険に本人が被保険者として加入している(別の会社で加入も含む)」が全体の38.2%、「家族が加入している被用者年金保険(健康)の被扶養者になっている」が28.2%、「これ以外で国民健康保険に加入している」が13.9%となり、これらを合せて80.4%が何らかの制度に加入していた(ほかに「加入していない」2.2%、「無回答」17.4%)。このうち「家族が加入している被用者年金保険(健康)の被扶養者になっている」については、年金制度の加入状況と同様の傾向がみられ、女性では34.5%に達するのにに対し男性では3.2%に過ぎない。

表 健康保険および公的年金の加入状況

単位%

健康保険	健康保険				
	本人が勤務先の健康保険に加入	配偶者が加入する保険の被扶養者	本人が国民健康保険に加入	加入していない、資格停止	無回答
総計(n=10124)	72.7	18.5	7.1	0.8	0.9
25時間以上(n=905)	29.9	53.1	14.8	1.3	0.8
30時間以上(n=6855)	92.6	3.1	3.6	0.3	0.5
公的年金	公的年金				
	本人が勤め先の年金に加入	配偶者が加入している年金に加入	本人が国民年金に加入	加入していない、未納付	無回答
総計(n=10124)	71.7	16.0	7.0	3.3	2.0
25時間以上(n=905)	29.6	47.6	16.2	5.5	1.0
30時間以上(n=6855)	91.7	2.1	3.7	1.7	0.9

資料出所:2010年連合パート・派遣等労働者生活アンケート調査報告
※「25時間以上」の労働者は週労働時間25時間以上30時間未満の者。

週労働時間別に社会保険の加入状況を集計したデータとしては、連合が隔年で実施している「連合パート・派遣等労働者生活アンケート調査」の2010年調査報告が興味深い(表)。

まず、健康保険の加入状況を週労働時間別にみると、「25時間以上」(905人、「30時間以上」を含まない)では、「本人が勤務先の健康保険に加入」している割合は29.9%、「配偶者が加入する保険の被扶養者」が53.1%、「本人が国民健康保険に加入」が14.8%となっている。これに対し、「30時間以上」(6855人)では、「本人が勤務先の健康保険に加入」が92.6%、「配偶者が加入する保険の被扶養者」が3.1%、「本人が国民健康保険に加入」が3.6%で、「勤務先の健康保険」への加入割合が高くなる。

公的年金への加入状況でも同様の傾向が読み取れる。「25時間以上」では、「本人が勤め先の年金に加入」が29.6%、「配偶者が加入している年金に加入」が47.6%、「本人が国民年金に加入」が16.2%であるが、「30時間以上」では、「本人が勤め先の年金に加入」の割合が91.7%と高くなる一方で、「配偶者が加入している年金に加入」は2.1%、「本人が国民年金に加入」は3.7%と低くなる。この調査では、勤務先の公的年金、健康保険への加入について、現状では週労働時間30時間の水準が、はっきりした境目となっていることを示している。

(調査・解析部主任調査員 吉田和央)

- (1) 調査は2010年6～7月に、全国の常用労働者5人以上の事業所1万社と同事業所で働く短時間労働者を対象として実施、労働者については6208人の回答を集計している(配布調査票5万5853枚)。調査結果は、JILPT調査シリーズNo.88(「短時間労働者実態調査」結果—改正パートタイム労働法施行後の現状—)にまとめられている。
- (2) 調査票21260枚が連合の構成組織等に配布され、有効回収は10124枚(配布は2010年6～8月、同年9月に回収)。回答者は組合員に限定されていない。回答者の雇用形態の分類は、「パート・アルバイト」、「契約社員」(契約社員・嘱託)、「公務」(臨時・非常勤職員)、「派遣」、「業務請負会社社員」である。